

任期付採用短時間勤務職員の勤務条件について
(講師、養護助教諭、栄養職員、事務職員、寄宿舎指導員、実習助手)

任用期間 勤務場所	採用時に交付する人事通知書に記載。短時間勤務職員の短時間勤務期間の延長により任用期間の延長の場合あり。
身分・服務	地方公務員法第3条第2項の規定による一般職の職員とする。県立学校職員においては長野県公立学校教員の身分を有するものとし、服務は長野県教育委員会が監督する。市町村立学校職員においては市町村公立学校教員の身分を有するものとし、服務は市町村教育委員会が監督する。
業務内容	学校長が定める。
勤務時間	短時間勤務職員の勤務形態に応じて、以下の4通りの勤務形態から学校長が定める。 • 1日3時間50分×週5日 • 1日2時間50分×週5日 • 1日7時間45分×週2日 • 1日7時間45分×週2日 + 1日3時間50分×週1日
勤務日	学校年間計画に基づき、学校長が定める。
休日	日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日。
休暇	年次休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に定めるところによる。
給与等の支給	1 給与 勤務時間に応じて支給 給料月額×(週勤務時間数／38時間45分) 2 支払方法 口座振替払い等 3 締切日 每月末 4 支払日 毎月16日（当該日が休日等の場合には、その日の直後の休日等でない日） 5 諸手当 それぞれの支給要件に応じて、期末・勤勉手当、通勤手当等の各種手当を支給。
退職・解職	1 任用を必要とする事由が消滅した場合は退職となる。 2 地方公務員法第29条の各号の一に該当した場合は、免職となることがある。
その他	1 社会保険の加入 無 2 雇用保険の適用 無 3 地方公務員法第29条の2により、分限処分等について適用除外あり。
以上に記載のない事項については、条例等に定めるところによる。	